細則　シニア会員

2026 年 6 月 13 日制定

１．本会のシニア会員の資格は、次の通りに定める。
満 60 歳以上で、専任の被雇用者としての収入またはそれに準ずる収入のない者。ただし、年金収入はこれらの収入に該当しないものとする。

２．シニア会員の年会費は、会則の付則に定める通りとする。

３．シニア会員への資格変更を希望する者は、本会に届け出なければならない。ただし、年度途中で資格の変更があった場合、新たな年会費は翌年度の 4 月 1 日から適用する。

細則　終身会員

2026 年 6 月 13 日制定

１．本会の終身会員の資格は、次の通りに定める。
満 65 歳以上、かつ本学会の在籍年数が 20 年を超える会員で、専任の被雇用者としての収入またはそれに準ずる収入のない者。ただし、年金収入はこれらの収入に該当しないものとする。

２．終身会員の年会費は、会則の付則に定める通りとする。

３．終身会員への資格変更を希望する者は、本会に届け出なければならない。ただし、年度途中で資格の変更があった場合、当該年度の年会費は旧資格に基づき納付しなければならないものとする。

４．終身会員は、会則に定める役員の選挙権および被選挙権ならびに総会の議決権を除き、正会員と同一の権利を有する。

５．終身会員は、本会に届け出ることにより、正会員またはシニア会員への資格再変更を行うことができる。